

## 船橋市下水道事業に関する評価委員会設置要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、船橋市下水道事業において社会資本整備総合交付金の交付を受けるために国土交通大臣へ提出した社会資本総合整備計画（以下「整備計画」という。）及び地方創生推進交付金の交付を受けるために内閣総理大臣の認定を受けた地域再生計画（以下「再生計画」という。）を評価するために設置する評価委員会の組織及び運営に関して、必要な事項を定めるものとする。

### (所掌)

第2条 評価委員会は、社会資本整備総合交付金交付要綱及び地方創生推進交付金制度要綱等に基づき、整備計画及び再生計画の事前評価、中間評価及び事後評価を実施する。

### (組織)

第3条 評価委員会と事務局は、別表の者をもって組織する。

2 委員が会議を欠席する場合は、代理人が出席することができる。

### (委員長)

第4条 委員長は、評価委員会を代表し、会務を総理する。

2 委員長に事故があるときは、下水道河川計画課長がその職務を代理する。

### (会議)

第5条 評価委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 評価委員会は、委員の過半数の出席によって成立する。

### (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、評価委員会の運営に関し必要な事項は、評価委員会が定める。

### 附 則

1 この会議は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置する附属機関及びこれに準ずるものではない。

2 この要綱は、平成28年11月1日から施行する。

【別表】

「船橋市下水道事業に関する評価委員会」構成員

	所 属	評価の主な視点
委員長	下水道部 部長	総括
委 員	下水道河川計画課 課長	技術
委 員	下水道総務課 課長	経営
委 員	下水道河川管理課 課長	技術
委 員	下水道建設課 課長	技術
委 員	下水道施設課 課長	技術

	所 属	業 務
事務局	下水道河川計画課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・案の作成</li> <li>・評価委員会の運営</li> </ul>